

○岩手県警察女性職員施策検討推進チーム設置運営要綱の制定について
(平成 26 年 6 月 26 日岩警第 833 号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

この度、「岩手県警察女性職員施策検討推進チーム設置運営要綱」を別添のとおり制定し、女性職員の意識を反映させた実効性がある施策を推進することとしたので、遺漏のないよう対応されたい。

別添

岩手県警察女性職員施策検討推進チーム設置運営要綱

第1 設置

岩手県警察に「岩手県警察女性職員施策検討推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を置く。

第2 目的

推進チームは、女性職員の職域・登用の拡大、職員の保育環境の確保、仕事と育児の両立を目指す職員に対する支援強化、女性用施設の整備等女性職員が更に働きやすい職場づくりの施策に、女性職員の意識を反映させ、もって、実効性のある施策を策定して推進することを目的とする。

第3 構成

推進チームは、警務部長を責任者として、チームリーダー、サブリーダー及びメンバーで構成し、警務部長が年度ごとに指名するものとする。

第4 運営

- 1 警務部長は、会議を招集し、議題を付与するものとする。
- 2 警務部長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 3 チームリーダーは、議事を主宰し、その結果を取りまとめ、警務部長に報告するものとする。
- 4 サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーが不在のときは、その職務を代理する。
- 5 庶務を担当する警務課職員も会議に参加する。

第5 施策の実現・推進

検討した施策で、必要とされる制度の整備や各種研修等の開催、女性が働きやすい職場環境の確立のための施策等、責任者が実現すべきと判断した施策については、提案者を中心に推進チーム、警務課及び関係所属が協力して策定して推進していくものとする。

第6 庶務

検討チームの庶務は、警務課において処理する。